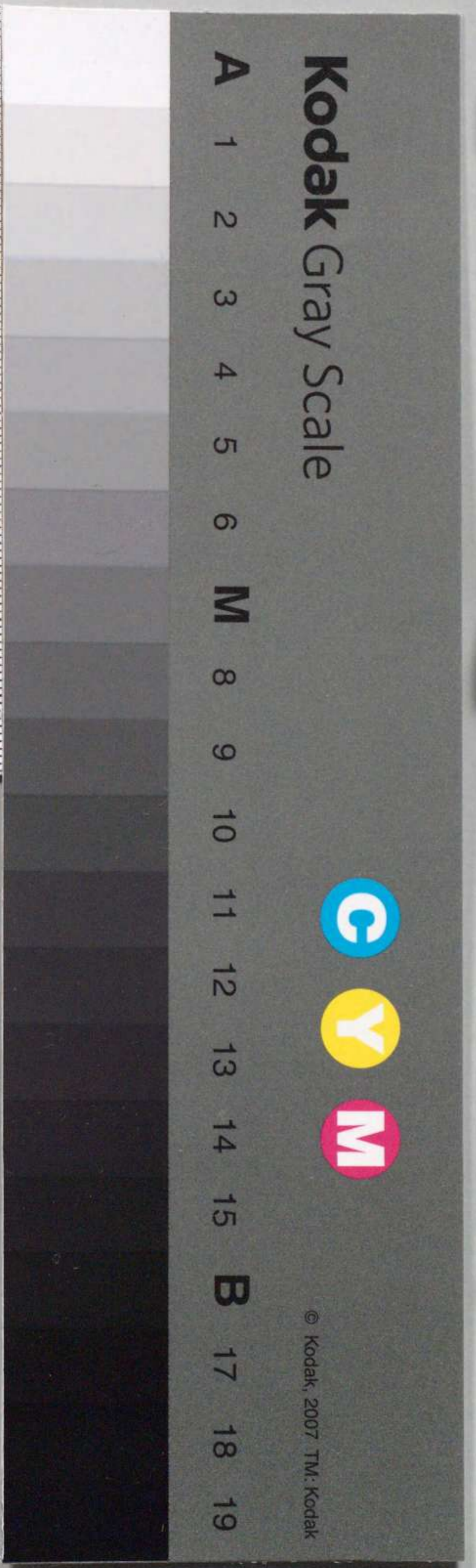
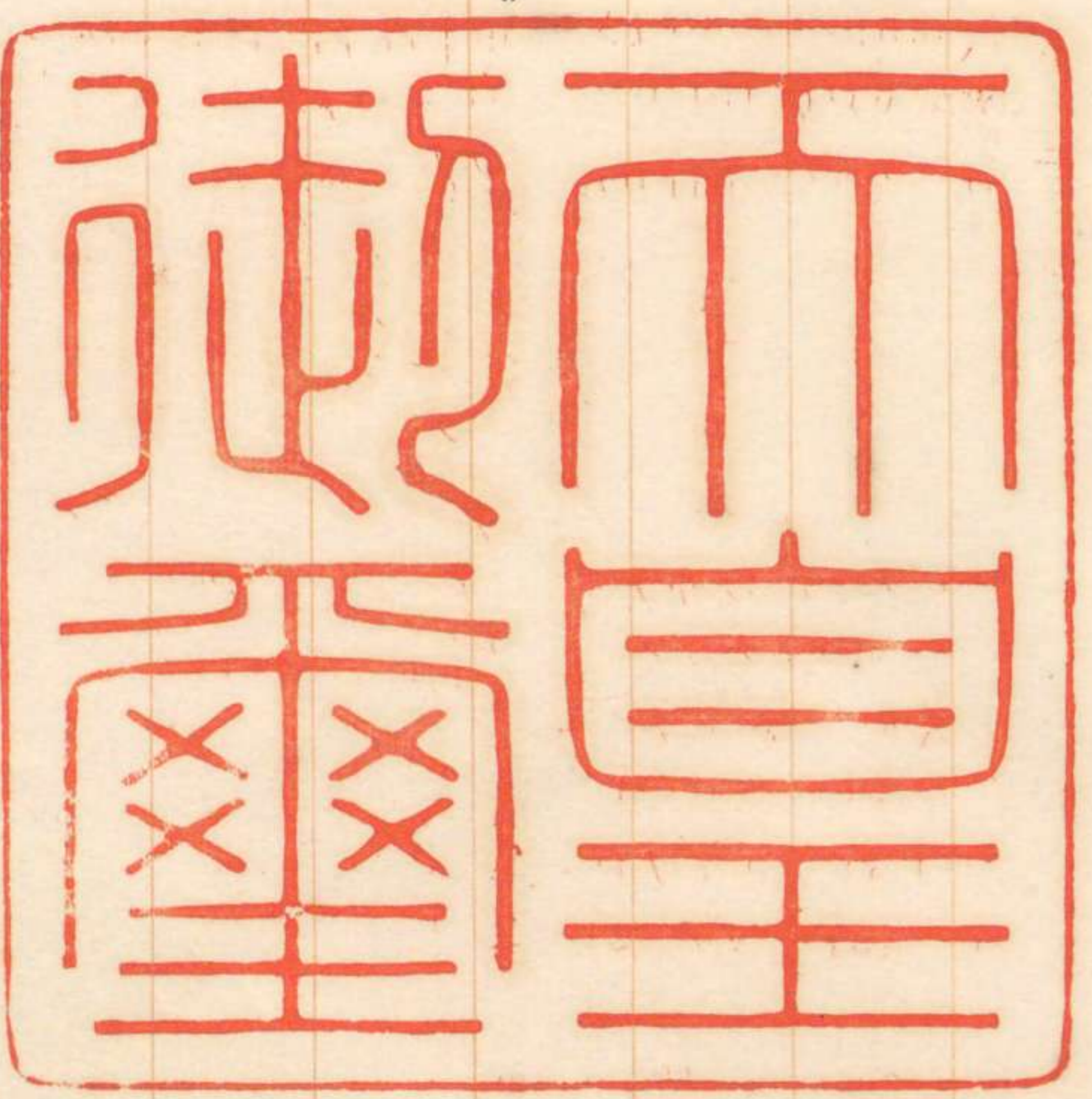


勅令第十七号



朕判事檢事官等俸給令ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

睦仁



明治二十七年二月十四日



内閣總理大臣伯爵伊藤博文
司法大臣 芳川顯正

勅令第十七號

判事檢事官等俸給令

第一條 判事檢事ノ官等ハ高等官一等
乃至八等トシ其ノ年俸ハ別表定ムル
所ニ依ル

第二條 判事檢事ノ各職ニ就キ其ノ人
員及俸給ヲ限定スルコト左ノ如シ
大審院

長 定員一人
勅任 一級俸

部長 定員 三人

勅任 四級上俸 但年功ニ

依リ三級俸ヲ給スル

コトヲ得

判事 定員 二十五人

奏任 三級俸 但年功ニ依

リ二級俸ヲ給スルコ

トヲ得

大審院檢事局

檢事總長定員 一人

勅任 二級俸

檢事 定員 四人

奏任 三級俸 但年功ニ依

リ二級俸ヲ給スルコ

トヲ得

控訴院

長 定員 七人

勅任 東京 二級俸

其ノ他 三級俸

部長 定員 十五人

奏任

五級俸

但年功ニ依

リ四級俸又ハ三級俸

ヲ給スルコトヲ得

判事

定員

八十五人

奏任

八級俸

但年功ニ依

リ七級俸又ハ六級俸

ヲ給スルコトヲ得

控訴院檢事局

檢事長

定員

七人

勅任

東京
大阪

三級俸

其ノ他 四級上俸

檢事

定員

十七人

奏任

八級俸

但年功ニ依

リ七級俸又ハ六級俸

ヲ給スルコトヲ得

地方裁判所

長

定員

四十九人

奏任

東京
大阪

二級俸但年功ニ依リ一

級俸ヲ給スルコトヲ得

京都
長崎

横濱
函館

神戸
新潟

仙臺 名古屋 三級俸
廣島 熊本

但年功ニ依リ二級俸
ヲ給スルコトヲ得

其ノ他五級俸但年功ニ依リ
四級俸ヲ給スルコトヲ得

部長 定員 七十人

奏任 九級俸 但年功ニ依

リ八級俸又ハ七級俸
ヲ給スルコトヲ得

判事 定員 三百十五人

奏任 十二級俸但年功ニ依リ

十一級俸又ハ十級俸ヲ
給スルコトヲ得

地方裁判所検事局

検事正 定員 四十九人

奏任 東京 二級俸但年功ニ依リ

大阪 一級俸ヲ給スルコトヲ得

京都 横濱 神戸
長崎 函館 新潟

仙臺 名古屋 四級俸
廣島 熊本

但年功ニ依リ三級俸

内附

ヲ給スルコトヲ得

其ノ他六級俸但年功ニ依
リ五級俸ヲ給スルコトヲ得

検事 定員 九十五人

奏任 十二級俸 但年功ニ依

リ十一級俸又八十級俸
ヲ給スルコトヲ得

區裁判所

判事 定員 六百五十一人

奏任 十二級俸 但年功ニ

一級俸又八十
給スルコトヲ

得

區裁判所検事局

検事 定員 二百十人

奏任 十二級俸 但年功ニ

依リ十一級俸又八十
級俸ヲ給スルコトヲ

得

第三條 大審院判事ノ中四人、大審院檢

局

ヲ給スルコトヲ得

其ノ他六級俸但年功ニ依
リ五級俸ヲ給スルコトヲ得

檢事 定員 十五人

奏任 十二級俸 但年功ニ依

一級俸又八十級俸
給スルコトヲ得

區裁判所

判事

奏

六百五十一人
級俸 但年功ニ



依リ十一級俸又八十
級俸ヲ給スルコトヲ
得

區裁判所檢事局

檢事 定員 二百十人

奏任 十二級俸 但年功ニ

依リ十一級俸又八十
級俸ヲ給スルコトヲ
得

第三條 大審院判事ノ中四人、大審院檢

事ノ中一人ヲ限り特ニ勅任ニ進メ四
級俸ヲ給スルコトヲ得

第四條 控訴院檢事ノ中六人ヲ限り五
級俸乃至三級俸ヲ給スルコトヲ得

第五條 東京及大阪ノ地方裁判所長ニ
シテ一級俸ヲ給セラル、者ハ特ニ勅
任ニ進ムルコトヲ得

第六條 東京及大阪ノ地方裁判所判事
ノ中各一人ハ七級俸ヲ給スルコトヲ
得

第七條 東京及大阪ノ地方裁判所檢事
ノ中各一人ハ七級俸ヲ給スルコトヲ
得

第八條 地方裁判所判事及區裁判所判
事ニシテ豫審掛ヲ命セラレタル者ハ
百三十人ヲ限り九級俸又ハ八級俸ヲ
給スルコトヲ得

第九條 區裁判所判事ニシテ其ノ裁判
所監督ヲ命セラレタル者ハ八十人ヲ
限り九級俸又ハ八級俸ヲ給スルコト

ヲ得

第十條 地方裁判所及區裁判所檢事ノ
中八十人ヲ限り九級俸又ハ八級俸ヲ
給スルコトヲ得

第十一條 豫備判事ハ二十五人豫備檢
事ハ五人ヲ以テ定員トス
豫備判事及豫備檢事ハ年俸四百圓ト
ス

第十二條 司法官試補ハ奏任官ノ待遇
トス

司法官試補ニシテ檢事代理ヲ命セラ
レタル者ハ百五十人ヲ限り年俸三百
圓以下ヲ給スルコトヲ得

第十三條 判事檢事ノ裁判所内ニ於ケ
ル席次ハ官等ニ依リ官等同シキ者ハ
俸給ノ多寡ニ依リ俸給同シキ者ハ俸
給下賜辭令ノ日附ニ依ル

附則

第十四條 本令施行ノ際別ニ辭令ヲ交
付セザル者ハ其ノ職ニ相當スル俸給

均

罰

ヲ給セララル、モノトス

第十五條 本令ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

第十六條 明治二十四年勅令第百三十四號判事檢事俸給令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

明治二十五年勅令第九十六號高等官官等俸給令中文武高等官官等表ノ中裁判所ノ欄並ニ高等文官官等相當俸給表ノ中判事檢事ノ欄ハ本令施行ノ日

ヨリ削除ス

